

平成 26 年定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

	頁
◎所管事項説明	
1 「『平成 26 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に 係る意見」への回答について (防災対策部主担当分) ………	1
2 三重県地域防災計画等の検討状況について ……………	2
3 三重県新地震・津波対策行動計画 平成 25 年度実績レポートについて ……………	11
4 三重県石油コンビナート等防災計画の見直しについて ……	12
5 平成 26 年度三重県自主防災組織活動実態調査結果について…	19
6 台風第 11 号に係る対応の検証について ……………	22
○別 冊	
別冊 1 三重県新地震・津波対策行動計画実績レポート	
別冊 2 平成 26 年度三重県自主防災組織活動実態調査結果報告書	

平成 26 年 10 月 8 日

防災対策部

1 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

● 施策

施策番号	施策名	担当当局名	委員会意見	担当当局の回答
111	防災・減災対策の推進	防災対策部	<p>消防設備の盗難対策について、市町や消防本部との緊密な連携に取り組まれない。</p>	<p>盗難防止に向けた注意喚起や、盗難防止のため消火栓ボックスにステッカーの貼付を行うとともに、今後、他県（市町）における盗難防止のための取組の調査を行い、効果的と思われる取組について市町、消防本部へ情報提供を行っていきます。</p>
			<p>災害拠点病院において、災害時に備えて自家発電装置を整備する必要がある。東日本大震災では自家発電の燃料不足が大きな問題となったので、県としての支援を検討されたい。</p>	<p>医療機関では、災害等による停電が最も懸念される場所であり、災害拠点病院等の自家発電設備の整備に対する支援に取り組んでいるところ。発電設備がまだ十分に整備されていない病院もありますので、県の対策で可能な範囲で、設備整備を支援し、非常用発電機能の確保に取り組んでいきます。</p>
			<p>自主防災組織同士の連携が重要であるので、県が組織同士をつなげる役割を果たすよう取り組まれない。</p>	<p>市町と協力しながら、自主防災組織交流会の開催などの様々な機会を活用して、各組織間の連携を深めるよう努めていきます。</p>
			<p>BCPの策定を企業に求める以上、県としてもBCP策定にしっかりと取り組まれない。</p>	<p>県のBCP（業務継続計画）については、「三重県新地震・津波対策行動計画」において目標年度とした平成27年度中の策定に向け、着実に作業を進めていきます。</p>

● 選択・集中プログラム

プログラム番号	施策名	担当当局名	委員会意見	担当当局の答弁
緊急課題解決 1	命を守る緊急減災プロジェクト	防災対策部	<p>防災ノートについて、将来的に外国人学校へも配付していくことを検討されたい。</p>	<p>今年度から、外国人学校（ブラジル人学校2校・朝鮮人学校1校）に配布します。</p>
			<p>河川堆積土砂について、命山の整備等の事業と組み合わせることが有効であると考えられることから検討されたい。</p>	<p>採取した河川堆積土砂の有効活用の観点から、市町において命山の整備等を行う際には活用可能な土砂の提供について協力していくこととします。</p>
			<p>DONETの研究について、県として必要なデータが得られるのは重要なことであるので、データがどのように活用できるのか検討されたい。</p>	<p>DONET（地震・津波観測監視システム）については、JAMSTEC（海洋研究開発機構）及びみえ防災・減災センターと連携し、研究会を立ち上げて、その活用に向けた検討を行っているところ。 </p>

2 三重県地域防災計画等の検討状況について

1. 三重県地域防災計画（風水害等対策編）の見直し状況

(1) 計画の見直し方針

「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」については、今年度末の公表に向け、内容の大幅な見直しを進めています。

今回の計画では、昨年度見直しを行った「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」を踏襲し、県災害対策本部における災害対策統括部の部隊活動を前提とした内容へと改めるとともに、県民や地域の担うべき責務および協力を求める事項を、自助・共助の取組として盛り込んでいく方針です。

また、対象とする想定災害について、自然災害対策の基本となる台風などに対しては、発生から三重県へ接近するまでの期間をリードタイムとして活用するための事前対策を新たに盛り込みます。これに加え、台風や大雨対策では対応しきれない自然災害への対策として、近年の気象変動等により、発生時の被害が深刻となっている局地的大雨、竜巻等の対策を追加します。

さらに、事故災害対策には、従来の航空機・列車や危険物施設等の事故対策に加え、新たに原子力災害対策を追加する予定です。

(2) 計画の構成案（別添1）

従来の「総則」「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧計画」の4章構成から、「総則」「災害予防・減災対策」「台風接近時の減災対策（仮称）」「発災時（災害継続中）の応急対策（仮称）」「発災後の応急・復旧対策（仮称）」「事故等による災害対策（仮称）」の6部構成とします。

また、台風については、数日前から規模や進路等が予測可能であり、事前にどれだけ準備対策を実施できるかが発災時の減災に大きく影響することから、新たに発災直前の減災対策として、タイムラインの考え方を盛り込んだ「第3部 台風接近時の減災対策（仮称）」を新設し、台風接近に伴い直前に実施する対策を記載することとします。

さらに、「第4部 発災時（災害継続中）の応急対策（仮称）」では、主に三重県が台風の暴風域に入っている間などの状況で、今まさに災害が発生しそう、または発生した直後の状況を想定し、主に被害拡大防止のための応急的な対策について記載します。

「第5部 発災後の応急・復旧対策（仮称）」では、台風通過後等も浸水や土砂災害の発生等により避難所等で避難生活を送る住民が多数発生

している状況等を想定し、避難者支援対策や公共施設の復旧等、一連の応急・復旧対策について記載する予定です。

(3) 今後の対応

今後、関係部局や市町、ライフライン企業等を始めとする防災関係機関との協議を進めることにより計画の内容を充実させ、平成27年3月に開催予定の三重県防災会議に諮り、公表することをめざします。

2. 三重県新風水害対策行動計画（仮称）の策定状況

(1) 計画の策定方針

「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しに合わせ、「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」を策定します。

計画策定にあたっては、紀伊半島大水害のほか、平成26年8月豪雨に伴う災害など、わが国に大きな被害をもたらした風水害における災害対策上の課題に着目して行動項目を設定することとしています。

本計画の位置づけは、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」を推進するための県の行動計画であり、計画期間については、「三重県新地震・津波対策行動計画」の計画期間（平成25年度～29年度）との整合を図るため、平成27年度から平成29年度までの3か年計画とする予定です。

(2) 計画の構成案（別添2）

「第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～」では、近年の気象概要や災害事例を述べるとともに、国及び県におけるこれまでの対策等について整理を行います。

「第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～」では、紀伊半島大水害の教訓や平成26年8月豪雨による災害事例での検証をまとめるとともに、近年の風水害被害や対応面から見えてきた課題を整理します。

「第3章 計画の基本的な考え方」では、計画の策定目的のほか、それぞれの主体に期待される役割などを、「第4章 計画の基本事項」では、計画の位置づけや「三重県新地震・津波対策行動計画」との関係などについて説明します。

「第5章 課題解決に向けた重点的取組」では、第2章でまとめた近年の災害事例から見えてきた課題を踏まえ、本県が取り組むべき対策を7つの「重点的取組」として設定するとともに、それらを進めていく上で必要と考えられる行動項目を「重点行動項目」として示します。

「第6章 行動計画」では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくために必要な行動項目を、「災害予防・減災対策」、「発災前の直

前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示します。

その他、参考資料には、防災・減災についてのより深い理解や行動促進につなげていくため、県や市町等が発行している防災ガイドブック等の一覧を掲示する予定です。

(3) 今後の対応

地域防災計画と同様に、多くの関係者から意見を聴取し、内容の充実を図りながら、平成27年3月の公表をめざします。

計画の構成案				
第1部 総則	第1章	計画の目的・方針	第1節	(新規)三重県の風水害等対策の考え方
			第2節	(新規)計画の位置づけ及び構成
	第2章	計画関係者の責務等	第1節	県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割
			第2節	県・市・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
	第3章	三重県の特質及び風水害等の状況	第1節	(新規)三重県の特質
			第2節	(新規)三重県における既往の風水害等

計画の構成案				
第2部 災害予防・減災対策	第1章	自助・共助を育む対策の推進	第1節	(新規)県民や地域の防災対策の促進
			第2節	(新規)防災人材の育成・活用
			第3節	自主防災組織・消防団・水防団の活動支援及び活性化
			第4節	ボランティア活動の促進
			第5節	企業・事業所の防災対策の促進
			第6節	児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進
	第2章	安全な避難空間の確保	第1節	避難対策等の推進
	第3章	風水害に強い県土づくりの推進	第1節	(新規)水害・高潮被害予防対策の推進
			第2節	地盤災害防止対策の推進
			第3節	(新規)農地・森林・漁村の防災対策の推進
	第4章	緊急輸送の確保	第1節	輸送体制の整備
	第5章	防災体制の整備・強化	第1節	災害対策機能の整備及び確保
			第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保
			第3節	医療・救護体制及び機能の確保
			第4節	応援・受援体制の整備
			第5節	ライフラインにかかる防災対策の推進
			第6節	防災訓練の実施
	第6章	特定自然災害への備え	第7節	(新規)災害廃棄物処理体制の整備
			第1節	(新規)局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための追加対策

計画の構成案				
第3部 台風接近時の 減災対策	第0章	タイムラインの考え方の導入	第1節	(新規)タイムラインの考え方を取り入れた事前の減災対策
	第1章	災害対策本部機能の確保	第1節	(新規)準備体制の確保
			第2節	(新規)予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保
	第2章	避難誘導體制の確保	第1節	(新規)避難所の確保及び早期避難の促進
			第2節	(新規)災害時要援護者の保護
			第3節	(新規)学校・園における児童生徒等の安全確保
	第3章	災害未然防止活動	第1節	(新規)公共施設の災害未然防止体制の確保
			第2節	(新規)水防活動体制の確保
			第3節	(新規)県民・企業等による安全確保

計画の構成案				
第4部 発災時 (災害 継続 中)の 応急対策	第1章	災害対策本部活動の実施	第1節	警戒体制・非常体制による災害対策本部活動
			第2節	(新規)通信機能の確保
			第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
			第4節	(新規)災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用
			第5節	県内市町間応援・受援体制の整備
	第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保
			第2節	水防活動
			第3節	(新規)公共施設被災時の応急対策
			第4節	(新規)ライフライン施設被災時の応急対策
			第5節	ヘリコプターの活用
	第3章	救助・救急及び医療・救護活動	第1節	(新規)救助・救急活動
			第2節	医療・救護活動
	第4章	緊急避難対策	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保
			第2節	(新規)災害時要援護者対策
			第3節	学校・園における児童生徒等の避難対策
	第5章	特定自然災害対策	第1節	(新規)局地的大雨・竜巻・雪害の対策

計画の構成案				
第5部 発災後の 応急・復 旧対策	第1章	災害対策本部活動体制 の確保	第1節	災害対策本部の継続・廃止
			第2節	国・他府県等からの応援受入
			第3節	国への災害対策委員の派遣要請等
	第2章	避難者支援等の活動	第1節	避難所運営対策
			第2節	緊急輸送手段の確保
			第3節	(新規)救援物資等の供給
			第4節	給水活動
			第5節	ボランティア活動の支援
			第6節	防疫・保健衛生活動
			第7節	災害警備活動
			第8節	遺体の取り扱い
	第3章	社会基盤施設等の応急 復旧	第1節	(新規)公共施設の復旧・保全
			第2節	(新規)農地・森林等の復旧・保全
			第3節	(新規)ライフライン施設の応急復旧・保全
			第4節	流木等漂着物対策
	第4章	復旧に向けた対策	第1節	廃棄物対策活動
			第2節	住宅の保全・確保
			第3節	文教等対策
			第4節	災害義援金等の受入・配分
	第5章	復旧にかかる支援措置	第1節	災害救助法の適用
第2節			災害復旧事業にかかる財政支援	
第3節			(新規)中小企業・農林漁業復旧対策	
第4節			(新規)被災者の生活再建に向けた支援	

計画の構成案				
第6部 事故等 による 災害対 策	第1章	重大事故等対策	第1節	危険物施設等の事故対策
			第2節	航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策
			第3節	(新規)原子力災害対策の事前検討
	第2章	環境汚染事故等対策	第1節	流出油事故等への対策
			第2節	ばい煙発生施設、排水施設等の事故対策
	第3章	火災対策	第1節	(新規)大規模火災・林野火災の対策

第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～

第1章では、計画策定の背景として、近年の気象概況や災害事例を述べるとともに、国及び県におけるこれまでの対策等について整理する。

1 近年の災害事例とその傾向

(1) 近年の気象概況

- ①平成26年8月豪雨の発生
広島市で大規模土砂災害が発生、三重県では初の大雨特別警報が発表
- ②わたしたちの周りで発生している気象現象
- ③大雨の発生傾向
近年、大雨の発生傾向が強くなっている。各地で観測史上最多の降水量を記録
- ④竜巻や大雪などの発生状況

(2) 近年の災害事例

- ①台風に伴う大雨などによる災害事例
土砂災害の発生が増加傾向。また、洪水被害についても、被害面積あたりの被害額が増加傾向
- ②竜巻、大雪などによる災害事例

2 国の風水害対策の取組

- (1) 災害対策法制の見直し
- (2) 新たな防災気象情報の提供
- (3) 国における対策検討と打ち出された方針

3 三重県の風水害対策の取組

- (1) 三重風水害等対策アクションプログラムの成果と課題
- (2) 紀伊半島大水害の発生をふまえた
県災害対策本部体制などの見直し

県災害対策本部体制の見直し、派遣班の創設と市町への支援、総合防災訓練の見直し等

(3) 三重県地域防災計画（風水害等対策編）の見直し

本計画の策定と合わせ、タイムラインの考え方を取り入れた「台風接近時の減災対策（仮称）」を新たに盛り込むなど、平成26年度に見直しを実施

第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～

第2章では、紀伊半島大水害の教訓、平成26年8月豪雨によりもたらされた災害事例での検証をまとめるとともに、近年の風水害被害や対応面から見えてきた課題を整理する。

1 平成23年紀伊半島大水害の教訓

- ・行政の体制確保、初動対応の遅れ
- ・情報収集、情報分析及び対策立案、情報提供の遅れ等



紀宝町高岡地区

2 平成26年8月豪雨等の検証

(1) 平成26年台風第11号に伴う三重県内の豪雨

- ・行政の体制確保、初動対応の遅れ
- ・避難勧告・指示の基準の整備、再点検
- ・災害発生時における住民の避難行動等

(2) 平成26年8月の広島市内での豪雨による土砂災害

(3) 平成26年2月の大雪被害の検証

(4) 三重県内での竜巻等の突風被害の検証

3 見えてきた課題

(1) 発災までに時間的な余裕があった

過去の災害事例での対応面から見えてきた課題

【行政側の課題】

- ・行政による防災気象情報の理解・活用が必要
- ・災害状況に応じた迅速かつ臨機応変な体制整備が必要
- ・被害状況の迅速な把握が必要
- ・避難勧告・指示等の発令にかかる的確な判断が必要
- ・関係機関による情報共有が必要
- ・平時からの風水害に強い地域づくりが必要等

【住民側の課題】

- ・風水害や防災気象情報についての住民の理解を深めることが必要
- ・地域で起こりうる災害について住民が認識を持つことが必要
- ・住民がとるべき避難行動を理解し、避難行動に結びつけることが必要
- ・平時からの地域を守る組織づくり、人づくりが必要等

(2) 発災までに時間的な余裕が少なかった

過去の災害事例での対応面から見えてきた課題

【行政側の課題】

- ・避難勧告・指示等の発令にかかる迅速な判断が必要等

【住民側の課題】

- ・とっさに身を守る迅速な避難行動が必要等

三重県新風水害対策行動計画（仮称）の構成案について（2/2）

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、計画の策定目的のほか、地震・津波対策だけでなく風水害対策においても、「防災の日常化」をめざしていくことが重要であることを述べるほか、それぞれの取組主体に期待される役割を整理する。

1 計画策定の目的と「防災の日常化」

(1) 目的

紀伊半島大水害の教訓をはじめ、第2章でまとめた課題に的確に対応していくため、本計画を策定し、風水害対策を着実に推進

(2) 「防災の日常化」

たびたび発生する風水害は、いわば「いつも来る」災害であり、その対応には、文字どおり「日々の備え」としての「防災の日常化」がより重要

2 それぞれの取組主体に期待される役割

第4章 計画の基本事項

第4章では、計画の位置づけ、「三重県新地震・津波対策行動計画」との関係について述べるとともに、具体的な行動項目や「重点的取組」の説明に移る前に、施策体系により、対策の全体像を示すこととする。

1 計画の位置づけ

「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」を推進するための行動計画

2 三重県新地震・津波対策行動計画との関係

多くの取組は、風水害対策と地震・津波対策を兼ねていることから、「新地震・津波計画」から抜粋し掲載

3 施策体系

発災前から発災後までの対応を時間軸に沿った対策として取り組むため、3本の柱を据え、これらの柱のもとで、21の施策項目を設定

4 計画期間

3年間（平成27年度～平成29年度）

5 進行管理

毎年の進捗状況をとりまとめ公表

施策の柱	施策項目
災害予防・減災対策	1 県民の防災行動の促進
	2 防災人材の育成・活用
	3 防災教育の推進
	4 災害時要援者への支援（予防対策）
	5 風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）
	6 風水害に強いまちづくりの推進（土砂災害対策）
	7 企業防災活動の促進
発災前の直前対策及び発災後対策	8 発災に備えた直前対策の強化
	9 災害対策本部の機能強化
	10 災害情報の収集・伝達体制の強化
	11 孤立の解消に向けた対策の推進
	12 広域応援・支援体制の整備
	13 医療救護体制の充実
	14 市町防災力の向上に向けた支援
	15 災害時要援者への支援（応急対策）
	16 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保
	17 婦人支援対策の強化
	18 避難生活の支援体制の充実
復旧・復興対策	19 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進
	20 ボランティア活動支援体制の充実
	21 被災者の生活再建支援

第5章 課題解決に向けた重点的取組

第5章では、第2章でまとめた近年の災害事例から見えてきた課題をふまえ、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定し、対策の重要性を述べるとともに、必要となる行動項目を「重点行動項目」として示すこととする。

（重点的取組1）

台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策を進める

（重点的取組2）

土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

（重点的取組3）

洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

（重点的取組4）

「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策を進める

（重点的取組5）

県民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、自ら判断し行動できるための対策を進める

（重点的取組6）

風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う市町が十分な災害対応力を発揮するための対策を進める

（重点的取組7）

風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた対策を進める

第6章 行動計画

第6章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示すこととする。

1 災害予防・減災対策

平時からの備えに万全を期すことにより、災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講ずべき対策を進める

2 発災前の直前対策及び発災後対策

発災前の直前期における備えを進めるとともに、災害発生直後の刻々と変化する状況に対して、的確かつ迅速な対応を行うため、事前に講ずべき対策を進める

3 復旧・復興対策

被災後の生活環境の回復や生活再建への支援など、災害から立ち直り、平穏な生活を取り戻すため、事前に講ずべき対策を進める

参考資料

- ・三重県新風水害対策行動計画の策定の流れ
- ・県、市町等において発行している防災ガイドブック等
- ・用語の説明

3 三重県新地震・津波対策行動計画 平成25年度実績レポートについて

1 趣旨

「三重県新地震・津波対策行動計画」（平成25年度～29年度）（以下「本計画」という。）の平成25年度の実績結果と今後の方向性を、「実績レポート」（以下「本レポート」という。）としてまとめましたので報告します。

（「別添」参照。）

2 位置づけ

本レポートは、本計画の第4章「計画の基本事項」の「4 進行管理」の項に基づき、作成したものです。

「4 進行管理」

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的に推進します。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行います。

3 主な構成

本計画では、発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿ったきめ細かな対策として取り組むことができるよう、必要となる対策を、23の「施策」として分類し、掲げています。

そこで、本レポートは、施策ごとに「行動項目の一覧」を示し、「平成25年度の実績結果（成果）と今後の課題」、「今後の取組の方向性」をとりまとめた構成としています。

なお、具体的な記載については、本計画の第6章「『県民の命を守り抜く』ための選択・集中テーマ」に掲げた「重点行動項目」の実績結果等を中心とした内容としています。

4 今後について

引き続き、本計画の着実な推進を通じて、「防災の日常化」の定着を図るとともに、毎年の進捗状況については、今後、6月定例会議の常任委員会にて報告していきます。

4 石油コンビナート等防災計画の見直しについて

三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の見直しの検討状況について、次のとおり報告します。

1. 計画見直しにあたっての考え方

(1) 防災アセスメントの反映

県の新たな地震被害想定調査（強振動予測結果、津波浸水予測結果）を踏まえ、平成25年度に実施した、「石油コンビナート防災アセスメント（平常時や地震時に起こり得る災害の発生と拡大シナリオ）」における災害想定に基づき、防災計画を見直します。

(2) 最近の重大事故を踏まえた見直し

本年1月の三菱マテリアル株式会社四日市工場の爆発火災事故をはじめ、近年、全国的に死傷者を伴う重大事故が発生しており、その発生防止に向けて防災計画を見直します。

2. コンビナート防災計画の構成について

現行の8章構成を見直し、「第1章総則」「第2章防災組織」「第3章災害想定」「第4章災害予防計画」「第5章災害応急対策計画」「第6章災害復旧計画」「第7章東海地震に関する地震防災対策」とします。（別紙1参照）

3. 主な見直し検討項目

～防災アセスメントの反映～

(1) 災害想定の見直し（第3章災害想定）

危険物タンク、高圧ガスタンク等潜在危険性のある施設について、平常時、地震時、津波時に係る災害想定に、防災アセスメント結果を反映させます。

<新たに判明した想定災害>

- ①危険物タンクの「仕切堤火災」「防油堤火災」、高圧ガス貯槽の「中量流出爆発・火災」、毒性ガス貯槽の「小量流出毒性拡散」「中量流出毒性拡散」、毒物・劇物液体タンクの「全量流出毒性拡散」が発生する可能性があり、その場合にはコンビナート区域外に影響を及ぼす可能性がある。
- ②津波の浸水により、危険物タンクが浮き上がり、移動（滑動）する可能性がある。
- ③発生危険度は非常に低いですが、事業所外へ大規模な影響をおよぼす災害（大規模災害）について、災害拡大シナリオや必要な対応について、今後検討を進める必要がある。

(2) 地震防災対策の強化（第4章災害予防計画）

発生危険度を低減するため施設の安全性強化対策や事業所の安全管理体制を強化していく必要があります。

- ・タンクや製造施設の耐震性の再確認及び耐震性向上対策の実施
- ・防災通路等防災活動上必要な施設の液状化調査及び対策の検討
- ・制御室等周辺施設の耐震化の向上（平成24年度修正）
- ・浮き屋根式タンク等の耐震対策の強化（平成24年度修正）
- ・地震発生に係るマニュアル類の整備（平成24年度修正）

(3) 津波浸水被害対策の追加（第4章災害予防計画）

津波浸水図を基に、詳細な被害の様相を検討し浸水深や津波到達時間に応じた対策を検討していく必要があります。

- ・危険物タンクの滑動調査及び滑動防止対策の検討
- ・危険物タンクへの緊急遮断弁の設置の促進
- ・防災資機材の適切な配置（平成24年度修正）
- ・従業員等の避難計画の作成と避難訓練の実施及び検証（平成24年度修正）
- ・漂流物による施設の損傷防止の検討（平成24年度修正）

(4) 大規模災害に対応し得る防災体制の整備（第4章災害予防計画・第5章災害応急対策計画）

防災関係機関、特定事業者等が一体となって、災害の想定レベルに応じた防災・減災体制の検討を進めていく必要があります。

<特定事業者の体制強化>

- ・事業所の態様に応じた大規模災害の検討
- ・大規模災害が発生した場合の影響範囲及び対応の検討
- ・関係機関の情報収集・集約を円滑化するため、発災事業所に現地連絡室を設置

<防災本部の体制強化>

- ・現地連絡室に防災本部や市から職員を派遣し、現場の一次情報の共有

～重大事故防止～

(5) 重大事故の発生防止に向けた取組の強化（第4章災害予防計画）

貯蔵・取扱いしている物質の性状、安全管理上の要件、当該施設の計測装置等の特性、緊急停止の要領、異常時の危険認識や対応手順等などの教育を実施し、安全確保においての基礎的な取組みを徹底していく必要があります。

<重大事故の発生防止>

- ・リスクアセスメントの実施とその結果の作業標準等への反映

<教育・訓練の充実>

- ・協力会社も含めた安全管理教育の徹底
- ・非定常作業に係る教育・訓練の実施
- ・技術伝承ができる教育体系の整備

(6) 関係機関の連携強化（第5章災害応急対策計画・第2章防災組織）

国、県、市等の関係機関は、事故発生時の対応や重大事故防止対策における連携をより一層強化していく必要があります。

- ・防災関係機関の相互連携の明確化

4. 今後の対応

関係機関との協議を踏まえながら、来年3月までに三重県石油コンビナート等防災本部員会議に諮り、公表することを目指します。

コンビナート等防災計画見直しに係る構成新旧比較

石油コンビナート等防災計画の構成(旧)			石油コンビナート等防災計画の構成(新)				
第1章	総則	第1節	計画の目的	第1章	総則	第1節	計画の目的
		第2節	計画の性質			第2節	計画の性質
		第3節	基本方針			第3節	基本方針
		第4節	特別防災区域の範囲			第4節	特別防災区域の範囲
		第5節	特別防災区域の概況			第5節	特別防災区域の概況
		第6節	防災計画の修正			第6節	防災計画の修正
		第7節	防災関係機関等の処理すべき事務又は行の大綱			第7節	防災関係機関等の処理すべき事務又は行の大綱
第2章	防災組織	第1節	防災本部	第2章	防災組織	第1節	防災本部
		第2節	現地本部			第2節	現地本部
		第3節	災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係			第3節	災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係
		第4節	防災関係機関の活動体制			第4節	防災関係機関
		第5節	特定事業所の活動体制			第5節	特定事業者
第3章	通報及び情報の収集伝達計画	第1節	連絡体制	第3章	災害想定	第1節	想定される災害事象とアセスメントの手法
		第2節	災害情報の収集及び伝達			第2節	平常時の災害想定
		第3節	地震・津波情報等の伝達			第3節	地震時の災害想定
第4章	災害想定	第1節	想定される災害事象とアセスメントの手法	第4章	災害予防計画	第4節	災害事象の影響度
		第2節	平常時の災害想定			第5節	津波による施設被害の想定
		第3節	地震時の災害想定			第1節	事故災害予防計画
		第4節	災害事象の影響度			第2節	自然災害予防計画
		第5節	スロッシングによる施設被害の想定			第3節	大規模災害予防計画
		第6節	津波による施設被害の想定			第4節	教育訓練計画
第5章	災害予防計画	第1節	事故災害予防計画	第5章	災害応急対策計画	第5節	防災資機材等の整備強化計画
		第2節	自然災害予防計画			第6節	通信設備整備強化計画
		第3節	教育訓練計画			第7節	緩衝地帯又は緑地の整備計画
		第4節	防災資機材等の整備強化計画			第8節	防災に関する調査研究
		第5節	通信設備整備強化計画			第9節	航空機事故に関する予防計画
		第6節	緩衝地帯又は緑地の整備計画			第1節	防災本部及び現地本部の活動体制
		第7節	防災に関する調査研究			第2節	通報及び情報の収集伝達計画
		第8節	航空機事故に関する予防計画			第3節	事故災害応急対策計画
第6章	東海地震に関する地震防災応急対策	第1節	事前の防災対策	第6章	災害応急対策計画	第4節	自然災害応急対策計画
		第2節	各機関の実施すべき地震防災応急対策			第5節	救出応急対策計画
		第3節	警戒宣言等の情報伝達			第6節	救急医療対策計画
		第4節	保安対策			第7節	防災資機材調達・輸送計画
		第5節	消防対策			第8節	避難誘導計画
		第6節	医療対策			第9節	応援要請計画
		第7節	避難対策			第10節	住民等に対する広報計画
		第8節	交通対策			第11節	交通規制対策計画
		第9節	緊急輸送計画			第12節	自衛隊災害派遣要請計画
第7章	災害応急対策計画	第1節	事故災害応急対策計画	第7章	東海地震に関する地震防災対策	第13節	大規模災害応急計画
		第2節	自然災害応急対策計画			第1節	災害復旧の基本方針
		第3節	救出応急対策計画			第2節	公共施設等の災害復旧
		第4節	救急医療対策計画			第3節	コンビナート施設等の災害復旧
		第5節	防災資機材調達・輸送計画			第1節	事前の防災対策
		第6節	避難誘導計画			第2節	各機関の実施すべき地震防災応急対策
		第7節	応援要請計画			第3節	警戒宣言等の情報伝達
		第8節	住民等に対する広報計画			第4節	保安対策
		第9節	交通規制対策計画			第5節	消防対策
		第10節	自衛隊災害派遣要請計画			第6節	医療対策
第8章	災害復旧計画	第1節	災害復旧の基本方針	第8章	災害復旧計画	第7節	避難対策
		第2節	公共施設等の災害復旧			第8節	交通対策
		第3節	コンビナート施設等の災害復旧			第9節	緊急輸送計画



第3章「通報及び情報の収集伝達計画」を削除し、新第5章「災害応急対策計画」に盛り込み

防災アセスメントで定量的評価が出来なかったため削除

旧第6章「東海地震に関する地震防災応急対策」を新第7章「東海地震に関する地震防災対策」に移動

活動体制は新第5章第1節で記述

「大規模災害予防計画」を追加

旧第3章から盛り込み

「大規模災害応急計画」を追加

三重県石油コンビナート等防災計画について(見直し案)

計画見直しにあたっての考え方

1. 防災アセスメントの反映

県の新たな地震被害想定調査(強振動予測結果、津波浸水予測結果)を踏まえ、平成25年度に実施した、「石油コンビナート防災アセスメント(平常時や地震時に起こり得る災害の発生と拡大シナリオ)」における災害想定に基づき、防災計画を見直します。

2. 最近の重大事故を踏まえた見直し

本年1月の三菱マテリアル(株)四日市工場の爆発火災事故をはじめ、近年、全国的に死傷者を伴う重大事故が発生しており、その発生防止に向けて、防災計画を見直します。

第1章 総則

(基本方針)

- ・県民の安全対策を最優先
- ・関係機関が一体となった防災対策の推進
- ・災害の発生及び拡大の防止
- ・災害の予防及び応急対策の推進

第2章 防災組織

- 防災本部
- 自衛防災組織
- 共同防災組織
- 広域共同防災組織

第3章 災害想定

- 地震動に係る災害想定(危険物タンク火災、高圧ガス・毒性ガス貯槽の流出等)
- 津波に係る災害想定(津波浸水による危険物タンクの滑動)
- 大規模災害(※)に係る想定(危険物タンクの海上流出、火災延焼拡大、高圧ガス貯槽火災等)

※発生危険度は非常に低い、事業所外へ大規模な影響をおよぼす災害

第4章 災害予防計画

○施設の安全強化対策

【地震対策】

- ・タンクや製造施設の耐震性の再評価及び耐震性向上対策の実施
- ・防災通路等防災活動上必要な施設の液状化調査及び対策の検討
- ・制御室等周辺施設の耐震化の向上(平成24年度修正)
- ・浮き屋根式タンク等の耐震対策の強化(平成24年度修正)

【津波対策】

- ・危険物タンクへの影響調査及び滑動防止対策の検討
- ・危険物タンクへの緊急遮断弁の設置の促進
- ・漂流物による施設の損傷防止の検討(平成24年度修正)

○事業所の安全管理体制

【地震対策】

- ・事業所の態様に応じた大規模災害の検討
- ・大規模災害が発生した場合の影響範囲及び対応の検討
- ・地震発生に係るマニュアル類の整備
- ・従業員等の避難計画の作成と避難訓練の実施及び検証(平成24年度修正)

【事故の発生防止】

- ・リスクアセスメントの実施とその結果の作業標準等への反映

○防災資機材の整備

- ・防災資機材の適切な配置(平成24年度修正)

第4章 災害予防計画(左下からのつづき)

○教育・訓練

- ・協力会社も含めた安全管理教育の徹底
- ・非定常作業に係る教育・訓練の実施
- ・技術伝承ができる教育体系の整備
- ・地震・津波を想定した防災訓練の実施及び検証(平成24年度修正)

第5章 災害応急対策計画

○防災本部及び現地対策本部の活動体制

- ・防災関係機関の相互連携の明確化
- ・関係機関の情報収集・集約を円滑化するため、発災事業所に現地連絡室を設置
- ・現地本部の担当業務の検証

○情報連絡体制

- ・現地連絡室に防災本部や市から職員を派遣し現場の一次情報の共有
- ・異常現象等の通報系統の検証

○各種災害に対する防御対策

- ・防災関係機関が実施する防御活動の検証

○災害広報

- ・特定事業者、市、県の広報活動の検証(住民への情報伝達手段等)

○避難対策

- ・避難場所の設定の検証
- ・避難勧告・避難指示の検証

○応援要請

- ・消防等の相互応援体制の検証

○緊急輸送対策

○医療救護対策

県地域防災計画と整合を図り、必要な修正を行います。

第6章 災害復旧計画

○公共施設等の災害復旧

○コンビナート施設の災害復旧

第7章 東海地震に関する地震防災対策

○警戒宣言発令時の各種対策等

5 平成 26 年度三重県自主防災組織活動実態調査結果について

1 調査の目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、強い揺れや大きな津波によって多くの方々の尊い命が失われるなど、甚大な被害が生じました。

三重県においても、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているほか、大型化する台風や集中豪雨の脅威にもさらされています。これらの大規模な災害が起こった場合、その被害を最低限におさえるためには、県民、自主防災組織、事業者、行政の各主体がそれぞれの責務と役割を理解し、互いに連携していくことが重要です。

地域防災力の向上に重要な役割を担う自主防災組織について、活動の実態とその問題点を把握することで、今後の地域防災力の向上に役立てていくことを目的に、県内の全自主防災組織を対象に調査を行いました。

2 調査の内容

三重県内の全自主防災組織に対し、郵送もしくは市町を通じて、各自主防災組織の代表者あてに調査票を送付する方法により実施し、66%の組織から回答を得ました。

- ・調査対象：3,638 組織【前回調査 3,616 組織】
- ・回収率：66% (2,407 組織 / 3,638 組織)【前回調査 70%】
- ・調査時期：平成 26 年 5 月～7 月
- ・調査項目：「名称・活動地区」「組織構成」「活動状況」「資機材」「その他」など、全 16 問を設定（詳細は「別冊 2～6 頁」を参照）

3 調査結果の概要

(1) 自主防災組織の構成（別冊 10 頁【問 2】2-1 参照）

「自治会やマンションの管理組合と同じ組織」（52%）、「自治会やマンション等の中に、独自の自主防災活動部門がある」（18%）または「学区などでいくつかの自治会等が集合して自主防災組織を作っている」（14%）と回答した組織が、合わせて 84%となっており、自治会との関連性が強いことがわかります。

(2) 自主防災組織の活動状況（別冊 11 頁【問 3】参照）

「とても活発に活動している」が 8%、「一応の活動はしている」が 65%、「ほとんど活動していない」が 24%となっています。

(3) 訓練の実施内容 (別冊 11 頁【問 4】4-1(1) 参照)

実施している訓練は、「消火・放水訓練」「避難訓練」「応急救護訓練」の順に多く、比較的取り組みやすい訓練が上位となっています。一方、「夜間訓練」「介護が必要な人の介助訓練」「図上訓練」など、やや高度な内容の訓練を実施している組織も少数ですが存在しています。

(4) 訓練の実施頻度 (別冊 11 頁【問 4】4-1(2) 参照)

訓練の実施頻度については、「1年に1回」との回答が最も多く、少なくとも1年に1回以上の訓練を行っているのは、全体の81%となっています。

(5) 訓練の実施主体 (別冊 12 頁【問 4】4-1(3) 参照)

「市や町が実施する防災訓練に参加」しているとの回答が 983 組織と最も多く、次いで「自主防災組織独自で訓練を実施」が 926 組織となっています。

(6) 防災活動への地域住民の参加状況 (別冊 12 頁【問 4】4-3 参照)

「主に役員のみ」の組織は 15%、「役員と一部の住民」の組織は 45%で、合わせて 60%の組織において、防災訓練等への参加は、役員と一部の住民にとどまっています。

(7) 前回調査との比較

① 自主防災組織の活動状況 (別冊 17 頁【問 3】参照)

「ほとんど活動していない」との回答が 26% (647 組織) から 24% (587 組織) へと減少しています。

② 訓練の実施内容 (別冊 17 頁【問 4】4-1(1) 参照)

「避難所開設・運営訓練」を行っている組織が 369 組織から 386 組織に増加しています。

③ 防災訓練以外の活動 (別冊 18 頁【問 4】4-2 参照)

「防災マップの作成」との回答が 659 組織から 697 組織へと増加しています。

④ 防災活動への地域住民の参加状況 (別冊 18 頁【問 4】4-3 参照)

「住民の半分程度が参加している」と回答した組織の割合が 18%から 19%、「ほとんどの住民が参加している」は 15%から 16%となり、割合がともに、僅かながら増加しています。

⑤不足している防災資機材（別冊 19 頁【問 5】 5-1 参照）

「情報伝達用（簡易無線等）」が「避難生活用（炊き出し鍋、非常用発電機等）」を上回り、最も多くなりました。また、「足りている」との回答が 263 組織から 299 組織へと増加しています。

4 今後の対応

自主防災組織の 84%が自治会等と同じ組織であることや、防災訓練等への住民の参加が、60%の組織で役員と一部の住民にとどまっていることなどから、自主防災活動が自治会活動の一環として行われている組織が依然として多いという実態がうかがえます。

一方で、前回調査と比較すると、訓練頻度が増加するとともに、避難訓練や図上訓練をはじめ、避難所開設・運営訓練など実践的な訓練は着実に増えてきており、自主防災組織の活動状況、地域住民の参加状況など若干ながら活動が活性化していることがわかりました。

県といたしましては、引き続き自主防災活動の主導的な立場にある自主防災リーダーを対象とした研修や自主防災組織等交流会を実施し、自主防災組織の活性化や連携に向けた新たな取り組みを検討していきます。

また、県の防災技術専門員・指導員による自主防災組織が実施する訓練への支援等を実施するとともに、防災啓発番組における自主防災活動の紹介や「みえの防災大賞」の実施など、活動の励みにつながる取組を推進していきます。

6 台風第11号に係る対応の検証について

1 台風第11号の概況

平成26年8月9日から11日にかけて台風第11号がもたらした豪雨では、数十年に一度の気象状況が予測される「特別警報」が県内全域に発表され、公共土木施設や農産物などへの被害が県内各地に発生しました。

○避難等の状況

- ・「大雨特別警報」—————29市町
- ・「土砂災害警戒情報」———13市町
- ・「避難勧告・指示」———9市町
 - うち土砂災害警戒情報が基準や判断材料となったところ——3市町
- ・「避難勧告・指示」の避難対象者——約62万9千人
- ・実際に避難所に避難した住民——約5千人

2 課題と対応

今後の災害対応に活かすため、今回の対応について、市町へのアンケート調査や市町等防災対策会議等を実施し、市町と連携して検証を行っています。

抽出された主な課題は、次のとおりです。これらの課題について、市町においても検討が行われており、引き続き市町等との意見交換の場を持ち、県としての考え方も示しながら対応を協議し、改善につなげていきます。

(1) 行政の主な課題

① 避難勧告・指示の発令基準の整備・再点検

(課題) 避難勧告・指示の発令基準が未整備、あるいは整備済みの市町であっても、発令のタイミングや対象領域の設定など運用の面で課題が明らかになりました。

(対応) 県としては、内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を整備・再点検における基本的な考え方とし、市町に対して、ガイドラインに基づく整備・再点検を促します。

② 避難所の迅速な開設

(課題) 避難所開設を待ったので、避難勧告等の発令に時間を要した事例がありました。

(対応) 避難所を迅速に開設するための体制の在り方について、市町とともに検討していきます。

また、地域住民による避難所開設ができるよう、避難所運営マニュアルの策定を引き続き支援します。

③ 大雨特別警報への対応

(課題) 特別警報発表時の避難勧告等の基準が整備されていないという課題が明らかになりました。

(対応) 特別警報は、避難勧告等の措置及び対象領域の再検討の目安とすること、また、避難勧告等が発令されていない地域においては、浸水予想地域や土砂災害警戒区域等における避難準備情報の発令の目安とすることなどを、市町とともに検討していきます。

④ 避難情報の伝達

(課題) 適切な避難行動を促すため、避難情報を住民にどのように伝達するかで苦慮した事例がありました。

(対応) 市町に対して、様々な手法で迅速に住民に伝達する手段を用意しておくよう促します。(情報伝達手段の多様化・重層化)
特に風雨の中では防災無線が聞こえにくいという状況もあるため、緊急速報メールの活用を促進していきます。

(2) 住民の主な課題

○ 避難勧告・指示、土砂災害警戒情報、特別警報等への住民の理解

(課題) 避難勧告・指示の意味や土砂災害警戒情報、特別警報等の災害情報が住民に浸透していないという課題が明らかになりました。

(対応) 自主防災組織や消防団などの組織の力による啓発が有効と考えており、今後、これらを中心に防災コーディネーター等も活用しながら、啓発のあり方を見直し、住民意識の向上を図ります。

3 県・国への要望

市町へのアンケート調査や市町等防災対策会議等においては、次のとおり、県・国への要望もありました。

(1) 県への要望

○ 職員派遣の在り方

(要望) 派遣の在り方や情報収集の手法等について検証を求める要望がありました。

(対応) 地域防災総合事務所等と検証を実施しており、より市町のニーズに応じた支援が行えるよう市町の意見も聞き、見直しを行います。

(2) 国への要望

○ 特別警報発表の在り方

(要望) 特別警報の発表について、都道府県単位ではなく市町単位等エリアを限定した発表、対象となるすべての市町への事前情報を求める要望がありました。

(対応) 「提言書(写)」(次頁)により、気象庁に提言を行いました。

(写)

提 言 書

三 重 県

特別警報発表の在り方についての提言

平成26年8月9日から11日にかけて台風第11号がもたらした豪雨では、数十年に一度の気象状況が予測される「特別警報」が県内全域に発表され、公共土木施設や農産物などへの被害が県内各地に発生しました。

一方、今回の特別警報の発表について、県内市町及び関係機関とともに対応の検証を行った結果、以下の課題が明らかになりました。

- 県内に発表されていた大雨警報が全て大雨特別警報に切替えられたため、一部市町では、実際の気象状況が、特別警報が対象とする「数十年に一度」の気象状況と大きく異なっており、市町としては、避難勧告等を発令すべきかどうかで混乱し、住民としては、避難すべきかどうかで混乱した。
- 一部市町では、注意報から特別警報へ切替えとなったため、態勢の整備、住民への迅速な周知等必要な対応が遅れた。

このことから、県や市町の迅速な災害対応や、住民の適切な避難行動に繋げるため、特別警報発表の在り方について、右記のとおり提言します。

記

1 特別警報の発表について

各市町において気象状況は異なることから、府県予報区単位で判断せず、各地域の状況に応じ、市町単位や地域毎に判断するなど、きめ細かな発表に見直すこと。

2 関係自治体への情報提供について

上記1の見直しを踏まえ、特別警報の発表前には、気象庁または気象台から関係自治体への速やかな情報提供を行うこと。

平成26年9月19日

三重県知事 鈴木 英 敬